

# 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

## 1 産業廃棄物の処理責任は誰にあるか？

廃棄物処理法は「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規定し、事業者（排出者）に処理責任があるとしている。

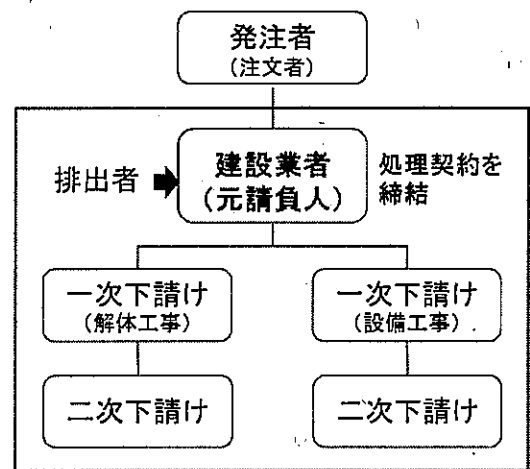
## 2 建設工事の廃棄物の排出者は誰？

通常は、事業者＝排出者

建設工事では元請業者が事業者（排出者）

（廃棄物処理法第21条の3 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

元請業者は、廃棄物の保管・運搬・処分に  
おいて処理責任がある。



## 3 元請業者が処理責任を果たすためにはどうすればよいか？

- ・ 産業廃棄物処理業の許可業者（収集運搬又は処分）とそれぞれ契約を締結（適正な価格で契約書を必ず作成）
- ・ 処理に関する確認を行う（法第12条第7項）
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付
- ・ 廃棄物の保管場所（工事現場内が望ましい）を確保し、保管基準を順守
- ・ 電子マニフェストを利用しよう

処理状況をインターネットで確認できる

修正や取消には、排出者、運搬業者、処分業者、3者の承認が必要

優良産業廃棄物処理業者は電子マニフェストに対応

## 4 不適正な処理が行われた場合はどのような責任を取るのか？

- ・ 不法投棄や処理業者が放置、委託基準違反があった場合  
→ 排出者（元請業者）が改善命令や措置命令の対象となる。  
→ 排出者が廃棄物を引き取り、改めて処分する。

建設工事の元請業者の皆様へ

# 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の 処理責任は元請業者にあります

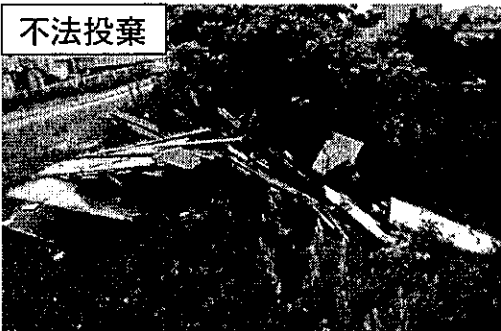
建設工事とは：土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部または一部を解体する工事を含む。）  
元請業者とは：注文者（施主）から直接建設工事を請負った建設業者。

## 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

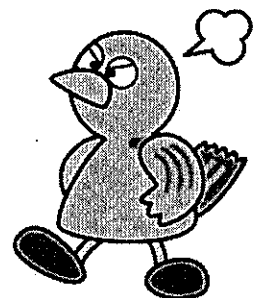
- 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者に排出事業者としての責任があります。
- 元請業者は、①自ら処理するか、②その処理を許可業者に委託しなければなりません。
- ※ 下請負人は排出事業者にはなりません。下請負人はその業務で生じた産業廃棄物を処理する場合には廃棄物処理業の許可が必要になります。
- ※ 無許可の業者に廃棄物の処理を委託した場合、法律で罰せられることがあります（委託基準違反）。

委託先の業者が不法投棄・不適正処理をした場合  
元請業者が責任を問われることがあります

不法投棄



不適正処理



埼玉県マスコット「コバトン」

### 元請業者

- 著しく安い料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

#### 注意義務違反

委託先の業者が  
不法投棄・不適正処理  
をしたら

#### 措置命令

産業廃棄物  
の撤去命令

※ 裏面にチェックシートがあります

## 適正処理のための自己チェックシート（建設工事元請業者用） （工事着手前にチェックしてください！！）

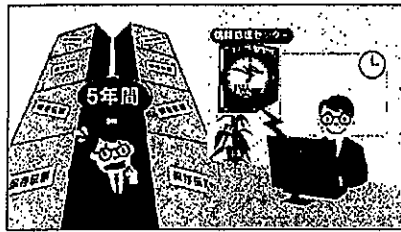
項 目	内 容	適 否	
建設リサイクル法	対象工事の有害物質等		
	（事前措置・分別解体の実施が必要）	石綿含有建材等があるか	
		トランス・コンデンサなどの PCB 廃棄物があるか	
		フロン類使用機器があるか	
		上記以外の有害物質等があるか	
	建設リサイクル法の届出		
	（建設リサイクル法の対象の場合）	届出はなされているか	
掲示板はあるか（石綿暴露防止対策実施内容を含む）			
	ミンチ解体は行っていないか		
廃棄物処理法	保管基準（当該建設工事現場内での保管）		
		保管場所に囲い、掲示板はあるか	
		産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透等防止措置はとられているか	
		屋外の保管の高さは適切か	
		廃棄物の分別管理をおこなっているか	
	（事業場外保管する場合）	届出を行なっているか(300 m <sup>3</sup> 以上)	
		あらかじめ保管後の運搬先（処分先）が決まっているか	
	委託契約書		
		委託相手の事業の範囲（許可内容）は適切か	
		書面による契約はされているか	
		収集運搬に係る契約と処分に係る契約が分離されているか（収集運搬業者と処分業者が同一の場合を除く）	
		許可証等の添付がされているか	
		法定事項が記載されているか（法令を確認しているか）	
		委託契約書が保存されているか（契約終了後5年間の保存が必要）	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)		
		必要な交付がされているか	
		元請業者自身が交付しているか（処理業者に任せきりではないか）	
		種類（品目）ごと、運搬先ごとに交付しているか	
		記載事項に漏れはないか	
		処理終了（管理票の返送）の確認をしているか	
		返送された管理票は契約のとおりか（把握していない再委託等はないか）	
		管理票（A 票、B2 票、D 票及び E 票）が保存されているか（A 票は交付後、B2・D・E 票は返送後5年間の保存が必要）	
		交付等状況報告（毎年6月30日まで）を行っているか	
（自ら運搬する場合）産業廃棄物を運搬する旨の車両表示、必要な書類の携帯をしているか			
（多量排出事業者該当する場合）産業廃棄物処理計画書等を作成し報告しているか			
（特別管理産業廃棄物を排出する場合）特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、資格要件の適合			
	廃棄物処理を委託業者まかせにしていないか		
○ お問い合わせは、産業廃棄物指導課か最寄りの環境管理事務所まで。			
産業廃棄物指導課 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL 048-830-3135	中央環境管理事務所 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 TEL 048-822-5199	西部環境管理事務所 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4 階 TEL 049-244-1250	東松山環境管理事務所 東松山市六軒町 5-1 TEL 0493-23-4050
秩父環境管理事務所 秩父市東町 29-20 TEL 0494-23-1511	北部環境管理事務所 熊谷市末広 3-9-1 TEL 048-523-2800	越谷環境管理事務所 越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL 048-966-2311	東部環境管理事務所 杉戸町清地 5-4-10 TEL 0480-34-4011
○ さいたま市、川越市、越谷市及び川口市内の建築物については、それぞれ、さいたま市産業廃棄物指導課（TEL048-829-1607）、川越市産業廃棄物指導課（TEL049-239-7007）、越谷市産業廃棄物指導課（TEL048-963-9188）川口市産業廃棄物対策課（TEL048-228-5380）あてお問い合わせください。			

# 電子マニフェストのメリット

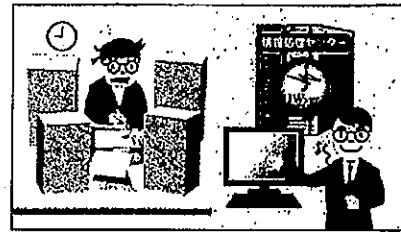
## 1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。

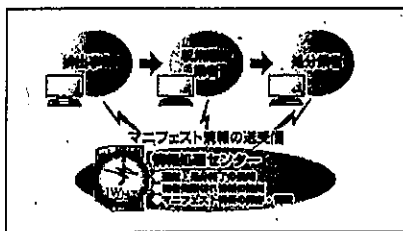


マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



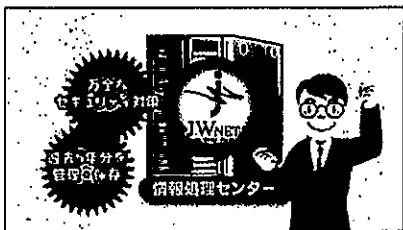
運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

## 2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者へ通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

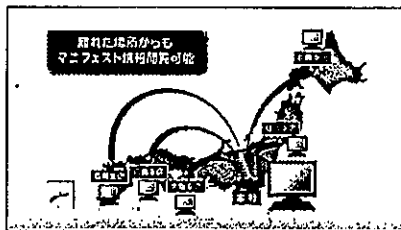
## 3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理別は排出、収集運搬、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することが可能です。

### 九都県市産業廃棄物問題検討委員会

埼玉県産業廃棄物指導課 048-830-3135  
神奈川県産業廃棄物指導課 045-210-4159  
千葉県産業廃棄物指導課 043-245-5682

千葉県産業廃棄物指導課 043-223-2757  
横浜市産業廃棄物対策課 045-671-2513  
さいたま市産業廃棄物指導課 048-829-1607

東京都産業廃棄物対策課 03-5388-3586  
川崎市産業廃棄物指導課 044-200-2681  
相模原市産業廃棄物指導課 042-769-8358

ホームページ <http://www.re-square.jp/index.html>

### お問合せ先 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

サポートセンター TEL 0800-800-9023 月～金曜日(祝祭日を除く)の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>